

## 〔歴史学篇〕

## 【論文】

## 18世紀前半イギリスにおける帰化取得者とデニズン

中川 順子

## Naturalized Subjects and Denizens in Britain in the First Half of the Eighteenth Century

Junko NAKAGAWA

## 要旨

This study elaborates on aliens who enjoyed the legal status and rights in Britain in the first half of the eighteenth century. Such aliens were called naturalized subjects or denizens. First, I will describe an outline of immigration in this period and the trace of the history of legal acts of naturalization for aliens. Second, I will investigate the features of the status of naturalized subjects and denizens, analysing historical documents, particularly acts of naturalization, letters of denization and parliamentary journals. There are two significant findings that emerge from these evidence. First, after the ascension of George I, the number of naturalizations decreased, and the instances of denization considerably lessened. Further, the rights which naturalized subjects enjoyed were restricted due to their foreign origins. Second, the most immigrants who became naturalized subjects were involved in overseas trade. These immigrants were primarily from Germany. Finally, under the Hanoverian reign, policy for immigrants favoured prosperous merchants from the European Continent.

キーワード：帰化、デニゼーション、デニズン、外国人の法的地位、近世イングランド、ドイツ系商人

## 1. 問題の所在

外国人に帰化を認める。換言するならば、それはどのような外国人に臣民（国民）が生得する権利を与え、同じナショナリティを有する者として許容するかである。その可否は、受け入れ社会が他者から得られる利益への期待を示すと同時に、その社会で共有され、自明のものとされているナショナリティの境界を可視化する装置としても機能する。17世紀初頭以来、20世紀の半ばに至るまで、イギリス<sup>1</sup>（イングランド）のナショナリティは、臣民の国王に対して負う忠誠義務、国王の支配領域に基づく出生地主義をその基本原理としていた。20世紀半ばまでにどのような外国人が、帰化したイギリス臣民あるいはデニズンという法的地位を得たのか。また、イギリス社会はどのような外国人や移民にイギリス国籍（シティズンシップ）を与えるのか。これは現代イギリス社会が直面する一見新しく、しかしながら古くから繰り返し問われてきた問題である。EU離脱へと舵を切るイギリス社会は今改めてこのことを問われている。

近世イングランドの帰化やデニゼーションについての研究は、16世紀後半については、L.LuuやI.Scouloudiによる研究がある<sup>2</sup>。17世紀後半から18世紀前半については、D.Stattの研究がある<sup>3</sup>。しかし、Stattの研究は「移民誘致策としての帰化」をめぐる言説分析がその中心であるため、18世紀の

法的地位の取得者については検討がなされていない。名誉革命体制の成立とほぼ時を同じくして、ユグノーやドイツのプファルツ地方からの移民の大量流入を経験し、外国出身の君主が即位・統治した18世紀前半のイギリス社会は、どのような外国人に帰化を認可したのか。帰化制度の変遷過程は、イギリスに流入する移民や外国人の性質の変化とどのような相関関係があるのか。本稿の目的は、18世紀前半における帰化とデニゼーションの申請者（取得者）について、その実態と特徴を、上記の問いに即しつつ、明らかにすることである。分析する主な史料は、議会史料や国王による勅許状をもとに W.Shaw によって編纂された、*Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England and Ireland, 1701-1800* である<sup>4</sup>。本稿では、まず18世紀前半イギリスにおける移民の概要についてまとめ、17世紀末から18世紀前半における帰化法の変遷について、本国のそれに限定して確認をする。次いで、史料から法的地位取得者の特徴を分析する。取得者の人数や職業、出身地、取得（賦与）の動機などの分析結果に基づき、18世紀前半のイギリス社会における帰化政策の動向を明らかにすることを最終目的とする。デニゼーションが大量賦与された1680年代以降、一般制定法による「外国人であるプロテスタントのための帰化法」が撤廃される1712年までは、帰化やデニゼーションが通常の手続きによるそれとは異なり、対象人数も多いため、本稿の分析対象から除外し、必要に応じて言及するにとどめる。

## 2. イギリスにおける外国人と帰化法の変遷

### (1) 18世紀前半イギリスにおける外国人

18世紀のイギリスには外国人や移民の出入国管理がなく、外国人調査やセンサスの実施もないため、外国人や移民の人数を正確に把握することは困難である。したがって、人数は概算の域をでない<sup>5</sup>。ルイ14世のユグノー迫害、1685年のフォンテーヌブロー勅令（ナントの勅令廃止）によって、17世紀の最後の約20年間に20万人ものユグノーがフランス国外に移動した。そのうちの4-5万人がイギリスに、20,000人から25,000人がロンドンとその周辺に流入した。1700年のロンドンの人口は575,000人と推計されており、ロンドン人口に占めるユグノー人口の割合は5パーセント程度と推算されている<sup>6</sup>。1730年代にユグノーのコミュニティがロンドンで確認されている。18世紀にはユグノーの新たな流入は減少したため、彼らはオランダ系移民と共に金融・財政面で影響力を示しつつ、イングランド社会に同化してゆくこととなる<sup>7</sup>。16世紀後半のロンドンで最も多かった移民は低地地方（今のオランダとベルギー、北ドイツの一部を含む地域）出身者であった。しかし、17世紀以降宗教難民としての彼らの流入は著しく減少する。ロンドンのオースティン・フライアーズにあったオランダ人教会のメンバーは17世紀末で約1,000人と言われている。1680年代の教会への新規加入者は63名、1700年のそれは17名である。一方、名誉革命によってオラニエ公ウィリアムが共同統治者としてイングランド国王に即位したことにより、彼に随行してオランダ出身者が渡英した。彼らのための教会ダッチ・チャペル・ロイヤルのメンバーは1690年代で約1,000人であった。同胞への救貧活動を継続しながら共同体を維持しつつも、第2世代、第3世代の増加に伴い、ロンドン周辺に暮らすオランダ系移民のイングランド社会への同化は進展した<sup>8</sup>。

1709年には約13,000人がドイツのプファルツ地方から到来する。この出来事はイギリス社会に衝撃を与えるも、パラタイン移民と称された彼らの多くは、数年以内に北米やアイルランドに移住した。

貧者が多く含まれていたため、彼らの存在は、「外国人であるプロテスタントのための帰化法」撤廃要因の1つとなった<sup>9</sup>。1732年には、ザルツブルクで迫害を受けるプロテスタントがロンドンに到着した。イングランド国教会の2つの組織による支援のもと、彼らはイギリス社会に影響を及ぼすことなく北米へと移住した<sup>10</sup>。1700年のロンドンにはドイツ移民が通うプロテスタント教会が4つ存在した<sup>11</sup>。そのうちの1つであるハンブルク・ルター教会における1686年から1713年までの洗礼数は300である<sup>12</sup>。確かに、ドイツ系外国人・移民の人口規模は小さく、文化的・技術的影響力やそれに対する評価は、ユグノーのそれらに比べると低い<sup>13</sup>。しかしながら、帰化に関する後の分析が明らかにするように、18世紀イギリスの移民において、彼らは帰化の人数と経済活動で確固たる存在感を示していた。Schulte Beerbühlは、彼らのことをいみじくも「忘れられた」マジョリティと表現し、18世紀、大西洋の両側で展開するドイツ系移民の商業ネットワークがイギリス社会・経済に与えた影響を明らかにしている<sup>14</sup>。

18世紀以前と比して、その存在が顕在化するのには、ユダヤ人と黒人、アイルランド人である<sup>15</sup>。1290年にエドワード1世の追放令により、その後イングランドへの入国が容認されていなかったユダヤ人であるが、1656年にオリバー・クロムウェルが彼らの再入国を許可する。再入国許可の直後、ロンドンにシナゴグが開かれたものの、共同体の人数は1684年で450人であった。1701年にシナゴグのメンバーだったのは男性が400人、女性が160人と記録されている。17世紀後半から18世紀前半のイギリス社会に定住したのは、ポルトガル・スペイン系のセファルディと呼ばれるユダヤ人たちであった。彼らの多くは海外貿易に従事する富裕な商人層であり、イングランド社会に急速に同化した。18世紀以降、流入が増加するのは、アシュケナージと呼ばれる中欧・東欧を出身とするユダヤ人である。彼らは農民、行商人、職人などからなる比較的貧しい者たちが多かった。18世紀半ばまでに、イギリスには約8,000人のユダヤ人がおり、その約75パーセントがアシュケナージとされている<sup>16</sup>。18世紀の黒人人口はイギリス全体で2万人前後と考えられている。彼らの多くが、奴隷やステイタス・シンボルとしての「サーヴァント」であった。アイルランド人の増加がみられるのは、18世紀半ばからである。18世紀末のブリテン島内でその総数は14,000人と推定されている。ロンドンが最大の定住地であったが、地方にも大都市を中心にアイルランド人のコミュニティが存在した。彼らの多くが、港湾労働者や建築現場での日雇い労働者など貧しい未熟練労働者であった。カトリック信者であるアイルランド人はイングランド社会からの嫌悪と差別に直面した<sup>17</sup>。

## (2) 17世紀後半から18世紀前半における帰化法の変遷

近世イングランドにあって、国王の臣民とは、国王の支配する領域に出生し、国王への忠誠義務を負う者であった。外国人が生得のイングランド人同様の権利、法的地位を享受する手段は議会制定法による帰化である。それとは別に、デニゼイションを認められることで獲得できる法的地位がデニズンであった。デニゼイションは国王の開封勅許状によって賦与された。デニズンは外国人に比べると享受できる権利は拡大するものの、船舶の所有や貿易勅許会社への参加が許されず、税率は外国人同様とされ、相続に制限が課せられた<sup>18</sup>。

通常、帰化は個別法により認可された。1663年に「亜麻布とタペストリー生産の振興を目的とし、その達成のためにこれらの職業に従事する外国人に一定の条件のもと帰化とイングランド人同様の生得の権利を認める法」が一般制定法で制定されている<sup>19</sup>。この法は、特定の「集団」を対象に一般制

定法による帰化を可能にしたことにより、帰化制度史上の重要な転機の一つと考えられている。ただし、イングランド人の血統を持つ者に対してのみ開かれた門戸なので、すべての外国人に対して適応されないという点で、限定的であった<sup>20</sup>。1676年に、内乱・共和政期に外国への亡命や国外居住を余儀なくされたイングランド臣民の子どもを帰化させるための一般制定法が制定されている。これは、国王ウィリアム3世とアン女王治世下に制定される一般制定法による集団帰化の先駆けとなった法律とされる<sup>21</sup>。1698（1697-8）年には、イングランド臣民を両親にもち、国外での軍務（対仏戦）に従事する将校ないしは兵士の子どもで、国外で出生した者を集団帰化させる一般制定法が制定された<sup>22</sup>。17世紀半ば以降、特定の事情のもと国外で出生した臣民の子どもの復権については、集団帰化で対応するとの認識が踏襲されていることがうかがえる<sup>23</sup>。一般制定法による集団帰化については、議会史料や法に数名分の個人名が記載されているが、その実数は確認されていない。

17世紀初頭より、帰化した外国人には生まれながらのイングランド人と同じ権利が認められていた。しかしながら、1700（1700-1）年の「王位継承法」では、国王の支配領域以外で出生した者は、帰化した者であれデニズンであれ（ただしイングランド人の両親から出生した者は除いて）、枢密顧問官や、貴族院・庶民院議員、文官・武官の公職の地位に就くことができず、国王からの土地等の財産賦与を禁じる条項が加えられている<sup>24</sup>。国王を外国から招聘することにより、その国王に随行する外国人の政治的・経済的影響力の拡大に対するイギリス社会の懸念が、その背景にある。帰化した臣民に対する権利享受に制限を加え、帰化の基本原則に修正を施し、さらに、ナショナリティとそれに付随する権利の根底にあるものが血統であることを示唆したことにより、この法もまた帰化制度史上、重大な転機であると言える<sup>25</sup>。

17世紀後半以降、イングランド（イギリス）社会においては、重商主義政策の一環として、有益な外国人に帰化を与えるための法の制定をめぐる議論が繰り返された<sup>26</sup>。その結果、1708年に「外国人であるプロテスタントのための帰化法」が一般制定法として可決された。この法の規定によれば、帰化申請者は所定の公開法廷のいずれかにおいて、忠誠と国王至上の宣誓を行う必要があった。それに先立つ3ヶ月以内にプロテスタントあるいは改革派の sacrament を受けたことの証明を、2人の証人の立ち会いのもと法廷において記録されなければならなかった。必要な経費は1シリングであった<sup>27</sup>。この法によって、イギリスの血統的系譜によらない外国人にも、個別法よりも安価かつ簡便な方法でイギリス国籍の取得が可能となった。もっとも、非国教徒を含むプロテスタントが対象であるという点で制限が存在した。この法は、国富・国力の増強と技術移転に裨益するプロテスタント、とりわけユグノーの誘致を目的とし、彼らに対する寛大な対応であった、と Shaw は指摘している<sup>28</sup>。しかしながら、この法によって政府が当初期待したようなイングランド社会にとって有益な外国人を移民として誘致・招聘することはできず、むしろ「パラタイン移民」を招誘するに至ったとイギリスの人びとに認識された結果、この法は1712年に撤廃された。帰化は再度個別法のもとで認可されるものとなった。プロテスタントに限定しているとはいえ、イギリスの血統的系譜のない外国人に対して、一般制定法のもと画一的かつ容易な手続きでイギリス国籍の取得を認めたことにより、この法は帰化制度史上、重要な法として評価されている。しかし、この法の撤廃は、1905年の反移民法に先立つ、さらにその後イギリス社会で展開する外国人嫌悪を伴った移民規制政策の嚆矢であることも指摘しておきたい。

### 3. 18世紀前半の帰化取得者とデニズン

#### (1) 取得者数

先に述べた18世紀イングランドの外国人の存在と18世紀前半に至る帰化法の制度的な変化は、外国人の法的地位取得者の変化とどのような相関関係にあるのか。18世紀前半に可決された帰化法（個別法）の件数（法数）は、1700年代が41件、1710年代が23件（1715年以降は17件）、1720年代が64件、1730年代が43件、1740年代が56件<sup>29</sup>であった。アン女王の治世においては、ひとつの法で多数（例えば、63人）の帰化が認められている<sup>30</sup>。それに比べて、ジョージ1世、ジョージ2世治世下においては、1つの法案で帰化を認められる人数が少ない傾向にある。

表1 1700年から1759年までのデニゼーションと帰化の取得者

年	デニゼーション(人)	帰化(人)
1700-1704	100	675
1705-1709	55	1,535
1710-1714	10	1,610
1715-1719	30	55
1720-1724	45	325
1725-1729	20	50
1730-1734	25	45
1735-1739	0	90
1740-1744	30	70
1745-1749	0	50
合計(人)	315	4,505

出典：Statt, *Foreigners and Englishmen*, p.35. Stattが算出した平均値を実数に計算しなおした。

18世紀前半の帰化とデニゼーションの取得者数については表1のとおりである。「外国人であるプロテスタントのための帰化法」のもと、1709年から1712年に帰化した者は、宣誓記録の分析を行ったShawによれば、2,329人である<sup>31</sup>。1709年だけで933人が取得している。1709年の取得者が約40パーセントを占めている。この数字から、帰化取得者数の急増に対する「外国人であるプロテスタントのための帰化法」の影響は明らかである。この人数を除けば、1700年から1714年まで、帰化を取得した外国人は1,309人である。総取得者1,309人のうち、1701年から1709年の取得者は、1,108人であった。約85パーセントが18世紀の最初の10年に帰化を取得している。法の撤廃後、ジョージ1世の治世になると帰化の数は減少し、1720年代前半に一時的にその数が増加するが、それ以外の時期は1年に20人以下である。帰化取得に必要な経費は100ポンド（1732年には63ポンド）であった<sup>32</sup>。18世紀においても、個別法で帰化を申請・取得する外国人は、費用の負担可能な富裕層であり、イギリスに在住する外国人・移民に占める割合から言えば、極めて少数である。1715年以降、廃案になった帰化申請は見受け

られないので、政府や議会がその数を意図的にコントロールしている可能性は少ないと考えられる。その一方で、聖職者 Josiah Tucker は、18世紀半ばに、帰化政策を「財産を持ち、商業の腕に長け、産業を導入または向上できるような、言い換えれば、イギリス社会にとって有益で構成員となるにふさわしい者」に対するもので、「貧しい外国人が入国することを促進しない」ものであるべきと主張している<sup>33</sup>。イギリス社会には特定の集団を対象として帰化を容認する意見が強かった。

1715年から1749年にイギリスに帰化した者の圧倒的多数が男性である。未成年者（21歳以下）が5人含まれている。いずれも男子で、14歳が2人、13歳が1人、12歳が2人である。うち2人は後述する Burr 家の息子たちである。子ども（infant）と記載されているノルマンディー生まれの David Dumouchel は14歳である<sup>34</sup>。史料には通常年齢の記載がないため断定できないが、未成年の段階で帰化する男性は少数のようである。女性の帰化取得者の人数は少なく、31人である。そのほとんどが貴顕層の娘、妻である。例えば、1715年に帰化した Frederica は Schonburg 公爵の娘としてベルリンで生まれ、Holderness 伯爵夫人であった。1721（1720-1）年に帰化した Isabella は Denbigh 伯爵夫人でユトレヒト生まれである。1736年にジョージ2世の長子である皇太子と結婚した皇太子妃 Augusta に帰化が認められている。例外的な事例としては、フランス出身の Mary Marie De La Croze は夫が神学者である。ロンドン商人の妻が2人（フランスとオランダ出身）とエスクワイアの寡婦でドイツ生まれの者が1人確認できる。Eve Superiori（または Smith）は Peter Superiori と妻 Mary の娘で、フランス出生の未婚女性（spinster）とある。娘とは別に未婚女性との別記があるのは珍しい事例である<sup>35</sup>。

## (2) 出身地

表2 1715年から1749年までの帰化取得者の出身地域

年	ドイツ	スイス	フランス	オランダ	スカンジナビア	ロシア／リヴォニア	イタリア	その他	合計(人)
1715-1724	61	11	40	33	6	5	2	3	161
1725-1734	42	14	42	27	5	6	2	3	141
1735-1744	54	25	38	16	7	7	4	3	154
1745-1749	15	10	14	4	1	0	3	0	47
合計(人)	172	60	134	80	19	18	11	9	503

出典：Schulte Beerbühl, *The Forgotten Majority*, p.18. *HSQS*, Vol. 27, pp.148-150. 作表にあたり、Schulte Beerbühl の表にある数値のミスを修正した。

1701年から1709年と1713年から1714年に帰化が認められた者1,309人の出身地は以下のとおりである。（ ）内は前者の数値である。フランスが1,024人（857人）、ドイツが109人（103人）、オランダが83人（69人）、スイスが34人（26人）、スカンジナビアが28人（26人）、ロシア・リヴォニアが6人（6人）、イタリアが4人（4人）、その他が21人（17人）となっている。18世紀初頭、帰化取得者のなかで最大集団を形成していたのは、フランス出身のプロテスタント、すなわちユグノーであった。ロンドンに滞在した者の多くが帰化もしくはデニゼーションを賦与されたと考えられる。ドイツやオランダ出身者は、フランス出身者に比べると少数派である。18世紀前半のオランダにはユダヤ人

コミュニティが存在したことから、オランダ出身者の中には、セファルディ系ユダヤ人が含まれていると考えられる。1709年にプファルツ出身者がイングランドに大規模流入するも、1660年から1709年の間でプファルツ出身の帰化は15人であった。いわゆる「パラタイン移民」がイングランドで帰化するケースは皆無に等しかった<sup>36</sup>。

1715年から1749年に帰化を認められた者の出身地域は表2のとおりである。スカンジナビアの内訳はスウェーデン（11人）とデンマーク（4人）、ノルウェー（3人）フィンランド（1人）である。その他の地域としては、アメリカのガドループ島（2人）、西インド諸島の Jaffnapatam と呼ばれる海岸域（1人）、アフリカの喜望峰（1人）、地域不確定（5人）を含む<sup>37</sup>。1715年以降も当初フランス人が多い。その一方で18世紀前半はドイツのプロテスタント諸地域やスイス出身の帰化取得者が増えている<sup>38</sup>。18世紀後半になると、イングランドに流入する中欧や東欧出身のユダヤ人が増加するが、個別法による帰化取得には高額のコストが必要のため、富裕層でなければ帰化を取得できない。したがって、帰化取得者にアユケナージ系ユダヤ人が含まれることは少ないと考えられる。ドイツ人取得者増加の要因の1つとして、ハノーヴァー選定侯のイギリス国王ジョージ1世としての即位がしばしば指摘される。しかし、Schulte Beerbühlによれば、1715年から1800年の間にハノーヴァー出身者で帰化した者は、12人しかいないため、国王即位の影響は少ない。18世紀の間に帰化したドイツ出身者において最多出身地は、ハンブルク、次いでブレーメンであった<sup>39</sup>。

### (3) 職業構成

17世紀の帰化に関する史料も職業（とテイタス）に関する情報は乏しいが、18世紀のそれは、職業のデータが極めて少ない。1715年から1749年までの史料から確認できた職業は、書記が3人（出身地はドイツが2人、スイスが1人）と商人が28人である。商人の出身地の内訳は、ドイツが10人、オランダが7人、スイスが5人、スウェーデンが3人、フランスが2人、出身地を確定できない者が1人である。1720年に帰化したオランダ出身の Gerard Van Neck のように富裕な貿易商人が含まれる。帰化の史料では職業の記載はないが、1733（1732-3）年には同じく Van Neck 家の Joshua が帰化していることから、28人以上の商人が帰化していることは想像に難くない<sup>40</sup>。オランダ出身でジェントルマンとの記載がある者が1人、エスクウィアと記載されたドイツ出身者が3人、ナイトと記載されたドイツ出身者が1人確認できた<sup>41</sup>。1724（1723-4）年に帰化している John Herman は、オランダ生まれで、父親の Paul はライデン大学の医学博士で植物学の教授である。子どものイギリス臣民としての権利の復権のための帰化である可能性が高いが、父親の職業について記載があるので、当時においては特記すべきことだったようだ<sup>42</sup>。上記の限られたデータからではあるが、商人、特にオランダやドイツ出身の富裕な商人、なかでも海外貿易商が帰化取得者の主要メンバーと考えられる。加えて、スイス、北欧やロシア出身の商人が増加することもこの時期の特徴である。

イギリス政府の帰化政策について、18世紀、帰化取得者の最大集団であるドイツ出身者の職業構成をロンドンの『紳士録』等の史料から再構成した Schulte Beerbühl の調査結果をもとに考察をする。1715年から1800年の間に、帰化をしたドイツ出身の男性は、448人である<sup>43</sup>。1660年から1714年までに帰化したドイツ出身者が175人であったことと比すれば、当該期間中におけるドイツ出身者の帰化取得者の増加は明白である。448人の職業の内訳は以下のとおりである。最も多いのが商人で298人、ブローカーが17人、砂糖精製業者が17人、職人が17人、専門職が11人、エスクウィアが8人、貴族が2

人、船長が2人、芸術家2人、ロンドン市民が1人、不明が77人である<sup>44</sup>。芸術家のうちの1人は作曲家のゲオルク・フリードリヒ・ヘンデルである。彼は1727（1726-7）年に帰化が認められている<sup>45</sup>。彼女のデータは職種や年ごとの内訳の記載がないため、本稿が扱う時期の帰化した者の職業を断定することはできない。18世紀のイギリスにおいて、ドイツ出身者が従事した職業は、砂糖精製業、音楽家や楽器製造業者、豚肉業者であった。音楽家や大規模砂糖精製業者の多くは帰化をしていない。したがって、帰化した者の多くが商人であった可能性を指摘できるであろう。オランダ出身のBerens家（Hermanus Berensは1732年に帰化している）、前述のVan Neck家も有力な商人であったので、オランダ出身者やスイス、ロシア出身者で帰化した者もその多くは商人であったと彼女は主張している<sup>46</sup>。特定の集団に帰化を承認する場合は、個別の申請を逐一審議するよりは、一般制定法による帰化のほうが効率的である。個別法による帰化に職業の記載がないことはイギリス社会にとって取得者の職業の情報はかつてほど重要ではなくなった、あるいは特定の職種を対象としているため別途記載の必要がなかったと考えられる。その一方で、18世紀を通じて、帰化政策は商人に対して好意的なものであったことが、取得者の職業構成から明らかである。

#### (4) 取得・賦与の理由と要件

史料に帰化申請（賦与）の理由が記載されているケースは少ない。1713年7月16日に採決された帰化法には、Charles Simeon Descuryを筆頭に以下142人のスペインとポルトガルから最近渡英した士官に帰化が認められている。彼の中に未成年が1人含まれている。出身地はドイツ、ポルトガル、スペイン、フランドルが各1人、スイスが2人、オランダが3人で、残りはすべてフランスである。時期から判断してスペイン継承戦争に関わる者たちであろう<sup>47</sup>。翌年、7月9日に制定された帰化法では、James Eymerを筆頭に以下61人の帰化が認められている。その嘆願書には、彼らがみな陸軍に従軍した士官であり、ジブラルタルとポルト・マオンから戻ったことが書かれている。また、彼らの連隊は海外で戦いに破れ、彼らは全員外国人であるが、先の戦争では女王陛下の海外兵として従軍したと書かれている。彼らは全員解散した連隊の兵士であると述べられている。ほとんどが先の帰化法同様フランス出身者であるが、スペイン、プロイセン、フランドルの出身者が各1人、ドイツとの記載がある者、スウェーデン出身者が各2人、オランダ出身者が3人、スイス出身者が5人含まれている<sup>48</sup>。いずれのケースも、対外戦争においてイギリスのために戦った大陸出身者たちがイギリスへの帰属と求めて行った申請であり、帰化賦与は政府による彼らへの恩賞であろう。

1713年5月19日に庶民院に提出されたLewis Vanden Endenの帰化法案のための嘆願には、この人物が、オランダのアムステルダム出身でロンドン・シティの商人であり、真のプロテスタント信仰を告白し、忠誠の宣誓を行ったと記載されている。1713年の5月19日に申請が提出され、同年6月10日には帰化法として採決されている。ひと月ほどで審議・手続きが終了している<sup>49</sup>。ここから明らかになることは、商人にとって帰化が重要であること、1713年においてもプロテスタント信仰の有無が要件であることである。Shawによれば、アン女王の治世が終わる頃には、宗教難民としてのユグノーが減少するので、法案作成の経緯を付す必要、具体的には信仰を確認する文言を付す必要がなくなった<sup>50</sup>。このことから、申請時の嘆願書に記されるべき動機・理由として、信仰に関する文言が一種の「書式」であったと言える。1715年以降、通常は理由の記載がなく、信仰についても特記事項としてごく稀に登場する程度である。一例としては、前述したDavid Dumouchelである。彼の帰化申請とと



もに、スイス生まれの Joseph Guinand の帰化が1732年に申請されている。その嘆願書には、彼自身のためにとあり、彼が David Dumouchel の後見人であることが記されている。加えて、信仰と忠誠宣誓に関する「お決まり」の文言も記載されている<sup>51</sup>。信仰告白の記載がある理由としては、彼がフランス出生であったことから、カトリック信者ではないことを明示するためと考えられる。1745（1744-5）年に帰化が認められた Dorothy Penton の場合については、相続が取得理由である。ポルトガルのリスボン生まれの彼女は、故人 Christian Simons の唯一の娘であり、夫が所有していた土地から寡婦産として年間500ポンド受け取る権利を得るため申請したと記載されている<sup>52</sup>。

1870年まで滞在年数は帰化申請の条件ではなかった。しかし、17世紀において外国人が帰化するためには渡英、定住後10年から20年かかったとされている。Schulte Beerbühlによれば、18世紀では、帰化申請者の在英期間は17世紀より短期間、数年であったようだ。例えば、1759年に『紳士録』に初出する Henry Peter Kuhff が帰化したのは1762年の2月である<sup>53</sup>。当該時期の商人にとって、帰化は定住・成功の末、獲得するものというよりもむしろ、イギリス社会における経済活動の促進とそこでの成功ための鍵であった<sup>54</sup>。

### (5) デニズンの特徴

最後にデニズンについて、史料から明らかになることをまとめておく。ユグノーの大量流入をうけ、1681年から1688年の間に新たに3,510人がデニズンとなった。この時点で、イングランドのデニズンの人数は5,659人と算出されている<sup>55</sup>。18世紀の最初の10年間も155人に対してデニゼーションが賦与されている。しかしながら、18世紀前半には、表1からも明らかなように、デニゼーションの賦与は年間平均5人前後となっている。16世紀後半から17世紀末まで、外国人にとって、取得が容易な法的地位はデニズンであった。16世紀で、その経費が6シリング8ペンスから2ポンド12シリング4ペンスであり、19世紀でも25ポンドと帰化に比べて安価であったためである。しかし、16世紀後半には、ロンドン市がデニズンの権利を厳しく制限する政策を採用していたので、デニズンとなる外国人の外国人人口に占める割合は少なかった<sup>56</sup>。取得者が減少しても、法的地位としてのデニゼーションが廃止になったわけではない。そのことから、イギリス政府がこの地位を制度として残しても、外国人にとり、特に帰化を取得できる富裕層や商人にとり、デニズンはすでに帰化への足がかりでもなく、取得するメリットのない地位と認識されていたようだ。それ以外の外国人にとっても、18世紀以前にも増して、取得すべき地位ではなくなっていた。

1714年から1749年の間でデニズンとなった者たちについて史料分析の結果をまとめる。女性は14人で、帰化同様、外国に出生しイギリスの貴顕層に嫁いだ女性か、地主もしくは商人の妻や娘である。例えば、エスクワイアである William Godolphin の妻 Marie Catharine が1729年にデニズンとなっている。すべてのデニズンに職業の記載があるわけではない。記載がある男性の職業は商業（商人）で、37人が記録されている。うちロンドン商人が12人、ブリストル商人1人が北米のニュー・ヨーク商人が4人、バルバドスとネビス島の商人が各1人である。1727年にはアメリカのセント・クリストファ島のプランター（Hubert Guichard）がデニゼーションを賦与されている。イギリス人もしくは帰化した外国人商人の家族でデニズンになった家族が3家族確認できる。デニズンの出身地については、「海外で出生」という表記が一般的で、国名・地域名の記載はない。出身地か現在地か断定はできないことを断った上で、それらの記載があった者の人数は以下のとおりである。ロンドンが1人、ロン

ドン・ハノヴァー・スクエアが1人（女性）とセント・マーティンズ・イン・ザ・フィールズが1人、アメリカのセント・クリストファ島が1人、バルバドスが8人であった。例えば、1714年12月29日にデニズンになっている前述のニュー・ヨーク商人は、Gomezというスペイン系を推測させる名前の商人家族である<sup>57</sup>。前世紀に比べると、個人が個々に賦与されるよりもむしろ、家族単位で嘆願したのち、賦与されているのがこの時期の特徴である<sup>58</sup>。

18世紀になると、デニズンを足がかりに帰化を取得するケースは極めて少ない。その例として、Burr家を取り上げる。1718年4月24日に元アムステルダム商人で今はロンドン商人のDaniel Burrの妻と娘2人、息子2人がデニゼーションを賦与されている。Daniel Burrは1714年に帰化している。嘆願には、「国王の忠誠義務の範囲外で、イングランド人の両親のもと出生し、常にプロテスタントとしての信仰を告白し、女王への彼の忠誠を宣誓した」との記載がある。このことから、彼の帰化が海外出生のイギリス臣民の子の復権であるがわかる。1723（1723-3）年には彼の妻、オランダ生まれの娘2人、同じくオランダ生まれの息子2人（12歳と14歳）が帰化している。イングランド人を親に持つDanielはデニズンを経由せず、帰化しているが、オランダ人の母からオランダで生まれた子どもたちは、デニズンを経て帰化をしている<sup>59</sup>。

厳格なカトリック信者やユダヤ教徒にとって、国教徒、プロテスタントの信仰宣誓は帰化取得の障壁となった。デニゼーションは、信仰宣誓が不要なため、ユダヤ教徒やカトリック信者のための選択肢であったとSchulte Beerbühlは述べている<sup>60</sup>。16世紀後半や17世紀のデニズンには職人も散見される。18世紀の史料では職業に関する情報が乏しく、職人の存在は確認できない。一方、デニズンとなった商人たちの名前には、De (Da) Costa, Lopes, Gomezなどの名前が確認できることから、カリブ海地域や北米に拠点を持つセファルディ（スペイン・ポルトガル）系ユダヤ人が含まれている可能性を十分に考えられる。

#### 4. 結びにかえて

これまでの分析で明らかになった重要な結果は2点である。第一点は、17世紀末から18世紀初頭の一部の時期を例外として、18世紀前半はデニゼーションの数が著しく減少している。それは、それ以前の時期と比較して注目すべき特徴といえる。帰化については、1558年から1640年まで83件（16世紀後半が12件、ジェームズ1世治世下が37件、チャールズ1世の治世下が34件）、人数では162人が帰化を取得している。1660年から1679年までは30件、457人である。1715年から1749年までは180件、685人となり、帰化は個別法の件数も取得者数も増えている。1680年から1714年までを加えるなら、「イングランド人（イギリス人）」になる外国人の人数は増加している。しかし、1715年以降は減少に転じている。その一方で1558年から1640年までにデニズンになった者は2,778人である。16世紀後半が1,962人、ジェームズ1世治世下では530人、チャールズ1世治世下では286人、1660年から1679年までは565人である。1680年代を除外すると、デニゼーションは減少している<sup>61</sup>。外国人、とりわけプロテスタントに法的地位を与える場合は、帰化がその手段として定着したと考えてよいであろう。しかしながら、1701年には、帰化した外国人が享受できる権利に制限を加えていることから、ナショナリティとそれに付随する権利をめぐるのは、「生まれながらのイングランド（イギリス）人」とイギリス人の血統的系譜のない外国人で帰化した者との間での区別をイギリス社会が意識していることが明

らかである。

第二点は、帰化取得者において、中欧・ロシア出身の商人が増加し、とりわけ18世紀はドイツ系商人が多数派となったことである。出身地については、16世紀後半は低地地方出身者が多く、17世紀前半にはスコットランド人、低地地方出身者、17世紀後半についてはフランス人がその主要な取得者であったが、1715年以降は、ドイツ、北欧、ロシア出身者が目立つ。17世紀半ばから見られるアメリカやカリブ海地域に由来する者の存在も確認できる<sup>62</sup>。16世紀後半には、イングランドに到来した移民の出身地は、デニズンとなった者の出身地と重なった。しかし、18世紀になると、イギリスでその数を増加させる移民集団と帰化取得者の出自との間には乖離が見られるようになる。帰化取得者には黒人やアイルランド人は含まれていない。特権を有する外国人とそうでない外国人の境界が、エスニック集団レベルで、差異化されていると言える。職業に関して言えば、17世紀は宮廷関係者や商人が多かったが、17世紀末以降、商人の増加が著しい。イギリスの国益に関わる者（関わった者）に対して政府は集団帰化を認めるようになる。デニゼーションについては、16世紀後半には商人ももちろんであるが、職人などにも賦与されていた。職業の記載が少ないため結論には慎重さを求めた上で、デニゼーションも商人に対して賦与される傾向があることは史料から推測できる。

18世紀初頭までは、たとえそれが名目であったとしても、宗教上の理由で逃れて来た者たちに法的地位を提供することが、帰化やデニゼーションを認める重要な動機のひとつであった。しかしながら、イギリスにおいて経済的利益を獲得したい者に、イギリス社会がそれを期待できる者を対象に法的地位が提供されるようになる。18世紀にはそれが顕著である。16世紀後半より一貫して、法的地位取得者は外国人人口において少数派であった。それは18世紀においても同様である。イギリスの社会や経済に裨益する者に経済的な特権を与えるという点で、近世における帰化やデニゼーションで得られる地位は、国民としてのアイデンティティの枠組みや国家成員資格としてのシティズンシップとは異なるものであった。同時代人の言説によるその論理的裏付けや、当時の政治的・経済的文脈に即して帰化とその取得外国人の役割についての考察の深化は今後の課題である。

## 注

注における刊行史料の略記

*JHC* : *Journal of the House of Commons*

*JHL* : *Journal of the House of Lords*

*HSQS* : *Huguenot Society of London Quarto Series*

*The Statutes of the Realm: The Statutes of the Realm, Printed by Command of His Majesty King George the Third. In Pursuance of an Address of the House of Commons of Great Britain. From Original Records and Authentic Manuscripts*, Williams, Hein &co., INC. New York, 1993.

- 1 本稿の対象地域はイングランドであるが、1707年以降については、国名としてはイギリスを用い、地域を限定する場合はイングランドと表記する。史料や研究書の中で用いられている German、Germany を本稿では、典拠に則し、便宜上「ドイツ人」「ドイツ」と表記する。暦については新暦を、帰化法の年表記については、史料の区分に従い、旧暦を採用している。両者が一致しない場合には、旧暦を（ ）に併記した。

- 2 Scouloudi, Irene (ed.), *Returns of Strangers in the Metropolis 1593,1627,1635,1639*, *HSQS*, Vol.57, 1985 (以下、*HSQS*, Vol.57と略記する)。Luu, Lien Bich, *Immigrants and the Industries of London 1500-1700*, Ashgate, 2005.
- 3 Statt, Daniel, *Foreigners and Englishmen: The Controversy over Immigration and Population, 1660-1760*, Delaware, 1995 (以下、Statt, *Foreigners and Englishmen*と略記する)。
- 4 Shaw, William, A.(ed.), *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England and Ireland,1701-1800*, *HSQS*, Vol.27, Manchester, 1923 (以下、*HSQS*, Vol.27と略記する)。
- 5 Schulte Beerbühl, Margrit, *The Forgotten Majority: German Merchants in London, Naturalization, and Global Trade, 1660-1815*, Berghahn, 2015, p.15 (以下、Schulte Beerbühl, *The Forgotten Majority*と略記する)。
- 6 Gwynn, Robin, *Huguenot Heritage: The History and Contribution of the Huguenots in Britain*, Sussex Academic Press, Second Revised Edition, 2001 (First Edition, 1985), pp.31, 44. ロンドンの人口については以下を参照した。Clark, Peter (ed.), *The Cambridge Urban History of Britain, Vol.II, 1540-1840*, Cambridge U.P., 2000, p.316.
- 7 Murdoch, Tessa (ed.), *The Quiet Conquest: The Huguenots 1685 to 1985*, The Museum London, 1985, p.111. ウィリアム・ホガースが1736年ごろに出版した『一日のうちの四つの時』の「正午」には、ソーホーにあったフランス人教会とそこに通うユグノーの姿が描かれている。
- 8 Wright, Catherine, “Austin Friars in the Later Seventeenth Century”, *Proceedings of the Huguenot Society of Great Britain and Ireland*, Vol. 28, No.5, p.627. Wright, Catherine, “The Kindness of Strangers: Charitable Giving in the Community of the Dutch Church, Austin Friars, in the Late Seventeenth and Eighteenth Centuries”, in Davies, Matthew and Galloway, James, A. (eds.), *London and beyond: Essays in Honour of Derek Keene*, Institute of Historical Research, pp.201-221.
- 9 中川順子「嫌われ、行き「場のない」可哀想な移民たち——パラタイン移民への支援とその限界——」川北稔・藤川隆男編『空間のイギリス史』山川出版社、2005年、197-208頁。P. Panayiは13,000人から15,000人と推算している。Panayi, Panikos, “Germans in Britain’s History”, in Panayi, Panikos (ed.), *Germans in Britain since 1500*, The Hambledon Press, 1996, p. 6 (以下、Panayi, “Germans in Britain’s History” と略記する)。
- 10 Olson, Alison, “The English Reception of the Huguenots, Palatines and Salzburgers, 1680-1734: A Comparative Analysis”, in Vigne, Randolph and Littleton, Charles (eds.), *From Strangers to Citizens: The Integration of Immigrant Communities in Britain, Ireland and Colonial America, 1550-1750*, Sussex Academic Press, 2001, pp.481-491 (以下、Olson, “The English Reception” と略記する)。
- 11 Steinmetz, Susanne, “The German Churches in London, 1669-1914”, in Panayi, Panikos (ed.), *Germans in Britain since 1500*, The Hambledon Press, 1996, p. 50. Olsonは1709年のロンドンにはルター派の教会が6つあったと主張している。Olson, “The English Reception”, p.482.
- 12 Panayi, “Germans in Britain’s History”, p.6.
- 13 Olson, “The English Reception”, p.482.
- 14 Schulte Beerbühl, *The Forgotten Majority*, p. 3. O’Reilly, William, “The Naturalization Act of 1709 and the Settlement of Germans in Britain, Ireland and the Colonies”, in Vigne, Randolph and Littleton, Charles (eds.), *From Strangers to Citizens: The Integration of Immigrant Communities in Britain, Ireland and Colonial America, 1550-1750*, Sussex Academic Press, 2001, pp.492-502.
- 15 フィリパ・スチュワート (山岸勝榮・日野寿憲訳) 『イギリス少数民族史』こびあん書房、43-59頁。

- 16 佐藤唯行『英国ユダヤ人』講談社、1995年、133-156頁。Merriman, Nick (ed.), *The Peopling of London: Fifteen Thousand Years of Settlement from Overseas*, Museum of London, 1993, pp.139-140.
- 17 *Ibid.*, pp.118-119. Fryer, Peter, *Staying Power: The History of Black People in Britain*, Pluto Press, 1984, pp.68-69. スチュワート、前掲書、52-59頁。
- 18 中川順子「17世紀中葉イングランドにおける帰化制度と法的地位取得者」『文学部論叢』第103号、2012年、30-32頁。
- 19 15 Car.II., c.15., in *The Statutes of the Realm*, Vol.5, p.498.
- 20 対象に血統的な制限が設けられた理由を、Shawは「議会で極めて狭量で嫉妬深いナショナリズムが蔓延していたゆえ」と述べている。Shaw, William, A., (ed.), *Letters of Denization and Acts of Naturalization for Aliens in England, 1603-1700*, *HSQS*, Vol.18, 1911, p.x (以下、*HSQS*, Vol.18と略記する)。
- 21 29 Car.II., c.6., in *The Statutes of the Realm*, Vol.5, p.847. *HSQS*, Vol.18, p.x.
- 22 9&10 Gul. (Will.) III., c.20., in *The Statutes of the Realm*, Vol.7, pp.380-381.
- 23 *JHC*, Vol.XX, p.748. *JHL*, Vol.XXIII, p.38. *HSQS*, Vol.27, p.132.
- 24 12&13 Gul. (Will.) III., c.2., in *The Statutes of the Realm*, Vol.7, pp.636-637.
- 25 *HSQS*, Vol.18, p.x. 1707年、アメリカ貿易促進のために外国人船員のイギリス船での乗務を促進するために、2年間イギリスの船舶で乗務した外国人船員にはイギリス臣民の地位を与えている。6 Anne, c.37. (1707年) この法から国益確保のための手段として、その範囲を柔軟に拡張する「ナショナリティ」の近世的特徴がうかがえる。状況や対象は異なるが、外国人のイギリス船乗務を促進するための同様の法律には、13 Geo.II., c.3. (1740年) や22 Geo.II., c.45. (1749年) がある。柳井健一『イギリス近代国籍法研究』日本評論社、2004年、128、132、134、140頁。
- 26 Statt, *Foreigners and Englishmen*, pp.38-39. 門亜樹子「ジョン・ロックにおける「集団帰化」」『経済學論究 (関西学院大学)』、第61巻4号、2008年、83-112頁。
- 27 7 Anne, c.5., in *The Statutes of the Realm*, Vol.9, p.63.
- 28 *HSQS*, Vol.18, p.xi.
- 29 *Ibid.*, pp.1-70, 113-160. ハノーヴァー選帝侯妃ソフィアの帰化法は計上してない。
- 30 2 Anne, No.37. *HSQS*, Vol.27, pp.28-30. ジョージ1世、ジョージ2世の治世下では通常5人以下、多い場合でも1件の個別法で10人前後である。
- 31 Statt, *Foreigners and Englishmen*, p.36.
- 32 Statt, *Foreigners and Englishmen*, p.34.
- 33 Tucker, Josiah, *A Letter to a Friend Concerning Naturalization*, London, 1753, p.7.
- 34 *HSQS*, Vol.27, pp.127, 137, 148.
- 35 1751年にはデニズンに未婚女性と記載された女性が存在する。*Ibid.*, pp.121, 126, 129, 131, 136, 140, 142, 144, 152.
- 36 Schulte Beerbühl, *The Forgotten Majority*, pp.18-20.
- 37 *HSQS*, Vol.27, pp.121-150.
- 38 アジアと記載されたグルジア出生の女性が含まれている。*HSQS*, Vol.27, p.151. Schulte Beerbühl, *The Forgotten Majority*, p.18.
- 39 *Ibid.*, pp.19-20.
- 40 帰化した商人の名前は以下のとおりである。( ) 内は帰化した年と出身地である。人名・地名の表記は史料のままである。Gerard Van Neck (1720 The Hague/Holland), John and Cornelisu Backer

- (1720 Amsterdam/Holland), Samuëll Gampert (1720 Geneva), Francis and John Van Hemert (1720 Amsterdam), John Henry Grutzmann (1720 Mittaw in Courtland), Joachim Peterssen (1720-1 Hambourgh), James Masse (1721 Chateaudun/France), Samuel Palmer (1721-2 Rotterdam/Holland), Peter and Anthony John Lullin (1729-30 Geneva), James De La Creuze (1729-30 Paris/France), Peter Muilman (1729-30 Amsterdam/Holland), Conrad Lang (1729-30 Bremen/Germany), John Duntze (1730-1 Bremen/Germany, Exeter 商人との記載あり), Ernst Bardewick (1731 Oldenburgh/Germany), Andrew Lindegren (1743 Elf Carlby/Sweden), Abraham Spalding (1743 Stockholm/Sweden), Andrew Templeman (1743-4 Hamburg/Germany), John Darlon (1743-4 Hesse Cassel/Germany), Christian Moller (1743-4 Hambourgh), John Friderick Fries (1743-4 Frankfort), Peter De La Rive (1743-4 Geneva), Templeman から De La Rive の 5 人はロンドン商人との記載がある。John Rudolf Thunn (1743-4 Hamborough/Germany), Albert Vandenvelde (1747 Bremen/the Circle of Lower Saxony), Charles Lindegren (1749 Elf Carlby/Sweden ロンドン商人との記載がある)。HSQS, Vol.27, pp.124-127, 135-136, 147, 149-150. Van Neck 家については、坂本優一郎『投資社会の勃興 財政金融革命の波及とイギリス』名古屋大学出版会、2015年を参照のこと。
- 41 HSQS, Vol.27, pp.135-137, 140, 147.
- 42 *Ibid.*, p.129. *Oxford Dictionary of National Biography* には Herman 親子に関する情報はなかった。
- 43 1715年から1800年に帰化をしたドイツ出身は469人で、うち女性が21人、未成年者が4人である。未成年者のうち2人は商人の息子であった。Schulte Beerbühl, *The Forgotten Majority*, p.21.
- 44 商人には9人の毛皮商、2人の製糖業者の共同経営者、2人の商人の息子が含まれている。職人には仕立工の他に、音楽楽器製造者、石工、時計製造者が各1人含まれている。専門職には聖職者、内科医、薬剤師が複数名含まれている。エスクウィアにはリタイアした商人5人が含まれている。Schulte Beerbühl は、イギリス風の名前に改名した者も含めれば、帰化したドイツ系商人の人数はここであげた数値より多いと主張している。*Ibid.*, pp.21-22.
- 45 *JHC*, Vol. XX, p.748. *JHL*, Vol. XXIII, p.38. *HSQS*, Vol.27, p.132.
- 46 *Ibid.*, pp.137-138. Schulte Beerbühl, *The Forgotten Majority*, p.24.
- 47 12 Anne, No.43. *HSQS*, Vol.27, pp.113-118.
- 48 13 Anne, No.57. *HSQS*, Vol.27, pp.118-120.
- 49 *HSQS*, Vol.27, p.113. *JHC*, Vol. XVII, p.358.
- 50 *HSQS*, Vol.27, p.120.
- 51 *JHC*, Vol. XXI, p.827. 1745年に Sapte 家の息子2人も未成年のため、後見人の John Jullian が嘆願書を提出している。その際、Jullian の息子も帰化を認められている。*HSQS*, Vol.27, p.137. *JHL*, Vol. XXVI, p.454.
- 52 エスクウィアでウェストミンスターに住む夫 Henry Penton が所有するミドルセックスやサリーの地所からの寡婦産受領の権利を得るためである。*HSQS*, Vol.27, p.148. *JHL*, Vol. XXVI, p.430.
- 53 *HSQS*, Vol.27, p.162. Schulte Beerbühl, Margrit, “Naturalization and Economic Integration: The German Merchant Community in 18th-century London”, in Vigne, Randolph and Littleton, Charles (eds.), *From Strangers to Citizens: The Integration of Immigrant Communities in Britain, Ireland and Colonial America, 1550-1750*, Sussex Academic Press, 2001, pp.514, 517 (note 12).
- 54 *Ibid.*, pp.514-516.
- 55 Statt, *Foreigners and Englishmen*, p.36.
- 56 *HSQS*, Vol.57, p.4. Statt, *Foreigners and Englishmen*, p.34. 1680年代は国王が費用を免除することも

あった。

57 *HSQS*, Vol.27, p.122.

58 *Ibid.*, pp.122-138, 145-147.

59 *Ibid.*, pp.121, 124, 129. *JHC*, Vol.XVII, p.671.

60 しかしながら、例外はあるものの、カトリック信者はデニゼーションから排除されていた。1709年には、宗教上の理由から富裕なイタリア人商人へのデニゼーションが拒否されている。Schulte Beerbühl, *The Forgotten Majority*, pp.15, 17.

61 Selwood Jacob, *Diversity and Difference in Early Modern London*, Ashgate, 2010, pp.49-50. 中川順子「17世紀中葉イングランドにおける帰化制度と法的地位取得者」『文学部論叢』第103号、2012年、30-32頁。

62 中川順子「17世紀前半のイングランドにおける帰化取得者とデニズン」『文学部論叢』100号、2009年、69-80頁。

#### [付記]

本稿は独立行政法人日本学術振興会科学研究費補助金（基盤研究(C)課題番号26370862 平成26年度～29年度）による研究成果の一部である。